

岩手県告示第658号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成28年8月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ピーす薬局	北上市本通り二丁目1番32号	平成28年5月20日
谷口内科医院	奥州市水沢区字欠ノ下12番地2	平成28年5月31日